

平成29年5月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成29年5月25日〔木曜日〕 9時00分 開会

2. 開催場所 市役所議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 (12名)

会長	4番	脇田 峰生
職務代理	8番	日笠山 隆
委員	2番	橋口 好文
//	3番	瀬川 寅夫
//	5番	石寺 政和
//	6番	岩本 延男
//	7番	浦口 幸夫
//	9番	欠席
//	10番	中村 正幸
//	11番	河本 アツミ
//	12番	南 重徳
//	13番	古田 洋美
//	14番	白河 澄雄

4. 欠席委員 (1名)

委員	9番	日高 仙三
----	----	-------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 荒廃農地の非農地の判断について
議案第5号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について

○局長

それでは、時間も過ぎておりますが、5月の定例総会を開会いたします。
本日は日高委員より、親戚の葬儀参列のため欠席届がでております。
このことにより本日の出席数は12名となり会議が成立したことを報告いたします。
それでは会長にあいさつをいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

○会長

皆さん、おはようございます。
本日はお忙しい中、出席をいただきましてありがとうございます。
穏やかな気候が続いておりますけれども、さとうきびの作付作業等、毎日の作業に追われていることと思います。
また、今年は、たばこの生育が非常に良いとのことで、たばこのよい年は、他の作物も良いとのことで期待をしているところです。
さて、先日、熊毛地区農業委員会連絡協議会が開催されまして、平成29年度の事業計画について協議がなされ、熊毛地区の農業委員等の研修会については、県の農業委員会大会に合わせて8月の末から9月にかけて行われる予定となっており、今のところ8月31日が委員大会で、翌日の1日に研修会を予定しているところです。
予算の関係で全委員が行けるかわかりませんが、推進員も含め多くの委員が参加できるように願っております。
これから梅雨に入り、雨が多く気候も安定しませんが、体調管理には、十分努めていただきたいと思います。

○議長

それでは、ただいまより5月の定例総会を開催いたします。
始めに、日程第1「西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員」の指名を行います。
議事録署名委員には10番中村委員と11番河本委員を指名します。
以上で日程第1を終わります。

○議長

続きまして、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。資料の1ページをお開きください。今月は、所有権移転4件、賃借権設定7件、合計11件の申請がありました。

1番です。住吉上能野地区です。台帳現況地目畑の3筆で、合計面積1,046平米を公売による売却決定にて所有権移転するものです。本来は、農地法施行規則第10条により申請書の提出をする場合には当事者が連署することとなっておりますが、同条第1項により不動産公売の場合には売却決定通知を添付して、単独申請で行うことができることとなっております。よって今回の資料の譲渡人には所有者を記載しておりません。

2番です。下西池野地区です。台帳現況地目畑の3筆で、合計面積5,188平米を売買により持ち分のすべてを移転するものです。

2ページをお開きください。

3番です。現和武部地区です。台帳地目田・畑、現況地目畑の8筆で、合計面積7,040平米を賃貸借により1年間借り受けるものです。

4番です。現和武部地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積2,376平米を賃貸借により1

年間借り受けるものです。

3ページをお開きください。

5番です。現和武部地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積1,826平米を賃貸借により1年間借り受けるものです。

6番です。現和武部地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積2,347平米を賃貸借により1年間借り受けるものです。

7番です。現和武部地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積1,593平米を賃貸借により1年間借り受けるものです。

8番です。安納軍場地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積936平米を公売による売却決定にて所有権移転するものです。1番同様、単独申請によるものです。

9番です。現和川氏地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積161平米を売買により所有権移転するものです。

4ページをお開きください。

10番です。国上湊地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積2,316平米を賃貸借により5年間借り受けるものです。

11番です。国上湊地区です。台帳現況地目畑の4筆で、合計面積2,801平米を賃貸借により5年間借り受けるものです。

10番から11番の許可後の経営面積が5,117平米となり、下限面積の50アールを超えます。以上、本件1番から3番及び8番から11番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

3番から7番については、権利取得者が農地法施行令第2条第1項第1号ハに記載されている社会福祉法人であるため「権利移動の不許可の例外」に該当いたします。

以上で説明を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局の方から説明がありました。

続きまして担当委員の報告をお願いします。

○3番委員

はい、3番です。番号1について説明いたします。

24日に、譲受人と現地を確認いたしました。現地は能野の海水浴場の上の細長い橋の所の砂地の畑でありまして既に、いもを植え付けておりました。それから子供さんが安納いも、スナップエンドウ等を作付している新規就農の若い方でありました。以上で説明を終わります。

○5番委員

はい、5番です。番号2番について説明いたします。

20日に譲受人と現地調査を行いました。この農地は、池野地域の共有地となっております。池野地域の公民館建築資金として、平成元年、譲受人と売買契約を結んで現在に至るところでございます。譲渡人2人の名義人は売買当時は父親の名義でしたけど、2人とも亡くなり、現在息子さんの名義となっております。名義人2人とは直接会い確認をとっております。

また、この農地の上を九電の高圧線が通っておりまして、そういう関係で九電からも、所有権移転の強い要望があるようでございます。他、申請どおり間違いのないと思います。

以上です。

○7番委員

7番です。番号3につきまして報告をいたします。

借人でありまして社会福祉法人の理事長と貸人が同一人で8筆の畑を年5,000円で、貸し付ける契約の申請であります。現地は、字石平原と字押方所在地番の7筆までは、園の敷地内にありまして、ハウス栽培で花とか電照菊等を作っております。8筆目の笹林は甘藷を作付けして

おります。次に、整理番号4から7につきまして報告をいたします。

ここは、たちばな園の近隣の畑で、貸人が4名とも浅川の地域の方であります。4番から7番目の畑は、すべて甘藷を作付しております。5月19日、借人と現地を見て回り、また譲渡人の方々とも確認をしております。

なお、先ほど事務局より武部の畑といいましたが、これはすべて浅川の畑です。以上です。

○事務局

番号8につきまして、担当委員から報告を受けておりますので、事務局の方から代わりに報告をいたします。

18日に確認を行いました。申請地は、安納軍場地区にある高崎酒造の工場の少し北にある圃場整備済みの畑です。3月に買受適格証明を受けた農地で、公売により売却されたものです。

売却価格については、地域の相場より単価計算で2万円ほど高いかなと思ったところであり、取得後は、いもを栽培するとのこと。申請どおり間違いのないことを確認しました。以上です。

○10 番委員

10番です。番号9について説明いたします。

譲渡人とは、23日の朝、家に行って確認をとりました。譲受人とは、22日朝、現地で立ち会いをしてもらいました。この畑は、親の代から譲受人の方が作付けしております。地籍調査のおり、名義人が贈与ということで、今回の申請に至ったそうです。二人は従兄弟の従兄弟に当たります。もう譲渡人は要らないということで、譲受人にということです。申請どおり間違いのないと思います。以上です。

○14 番委員

14番です。整理番号10番、11番について説明いたします。

5月18日、借人、貸人、電話確認及び現地確認いたしました。

この借人は、1年前に新規就農いたしまして、今、精脱工場を住吉の方でやっています。そして、11番は、同じ借人で、貸人も同じ人です。農地の場所は、字東塩屋峯の2か所は、湊の北西部にあって、でん粉芋を作ろうとしています。そして、字竹折山の2か所の畑はサトウキビを植えた後で、まだ耕作していません。貸人、借人、申請どおり間違いありません。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま議案第1号について、事務局並びに担当委員の方から説明がありました。質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

それでは無いようですので採決をいたします。議案第1号について原案どおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。

全員の賛成ですので議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続いて議案第2号「農業振興地域計画変更の件の聴取について」を議題とします。

これにつきましては、議案第3号と関連がありますので、議案第3号を2分割して審議をいたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号「農業振興地域計画変更に係る意見の聴取について」、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」の番号1については関連がありますので一括して説明をいたします。資料は5ページと6ページの1番になります。

申請地は住吉浜之町地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、面積79平米であります。申請理由は、申請人は現在、漁業と農業を営んでおり、漁道具を保管する置き場がないため、住宅に

近い申請時に漁道具置場を設置したいとのことです。

土地の条件は、農振農用地区域外であり、農業公共投資の対象となっていない農地規模が10ha未満の小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地の「その他の農地」に該当すると判断されます。周辺は道路と山林で転用による周囲への被害はないと思われま

す。また、残高証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから転用は確実に行われるものと思われま

す。農業委員会での意見聴取後に縦覧期間や県の審査が行われ、農振農用地からの除外が完了するのが概ね半年後でありますので、許可指令書の交付及び転用行為に着手するのは10月以降になる見込みです。以上で説明を終わります。委員の皆様のご審議よろしくお願

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局の方から説明がありました。

また、これについては、昨日現地調査が行われております。調査委員長は報告をお願いします。

○5番委員

はい、5番です。昨日、合同現地調査を実施いたしました。事務局より内田君、平原さん、6番委員、ほか担当委員で行いました。ただいま、事務局より詳しい説明がありました。

農振地域除外申請ということで、農林水産課、そして司法書士の方も立ち会っていただきました。場所は、さっきも言ったとおり、住吉浜之町集落内の市道に面した農地でござ

います。変更理由につきましては、漁道具類を港におけないということで、自宅近くの農地を買い上げまして、そこに倉庫は作らないで置場として利用したいということがござ

います。申請どおり間違いございません。

○議長

続きまして、担当委員の報告をお願いします。

○3番委員

はい、3番です。ただいま委員長の方から言われたとおりでございまして、石ころだらけの畑で、昨日、一緒に立ち会って見たのですが、畑になるような所ではなくて、荒らすより漁業の資材置き場にされた方が役立つような畑でありました。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま議案第2号及び議案第3号番号1について、事務局及び調査委員長並びに担当委員の方から報告がありました。質疑のある方は挙手をお願いします。（異議なし）

異議なしの声がありましたので、それでは採決をいたします。議案第2号及び議案第3号の番号1について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので、議案第2号「農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について」は承認することとし、意見を市長に送付いたします。

また議案第3号番号1につきましても原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による申請について」の番号2と3を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の2番及び3番を説明いたします。資料は6ページをお開きください。

2番です。申請地は現和田之脇地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、面積489平米であります。申請理由は、現在の借家住まいで手狭であるため、申請地を求めて自己用の住宅を建築し

たいとのこと。土地の条件は、農振農用地区域外であり、農地規模が 10 ヘクタール未満の住宅が連たんする区域に近接することから、第 2 種農地の「街区内農地」に該当すると判断されます。周辺は道路と畑がありますが、被害防除計画及び被害防除誓約書が提出されていることから転用による周囲への被害はないと思われま。

また、融資証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実にされるものと思われま。

3 番です。申請地は国上久保田地区の土地 1 筆で、台帳現況地目畑、面積 591 平米であります。土地の条件は、農振農用地区域外であり、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第 2 種農地の「その他の農地」に該当すると判断されます。周辺は、道路と山林及び畑がありますが、被害防除計画及び被害防除誓約書が提出されていることから転用による周囲への被害はないと思われま。

また、残高証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められます。また、経済産業省の「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定通知書」の写し、九州電力の発行する「農地転用許可申請に必要な系統連系承諾通知書等にかわる回答書」の提出があることから、転用及び転用後の運用について確実にされるものと思われま。

以上で説明を終わります。委員の皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。

これについても、昨日現地調査が行われております。調査委員長の報告をお願いします。

○5 番委員

はい、5 番です。番号 2 番、3 番について説明いたします。

2 番の譲渡人は、鹿児島在住でございます。譲受人は、理容店を経営する方でございます。転用目的は一般住宅建設でございます。設計図も提出されておまして、2 階建て木造住宅 33 坪ほどでございます。

また、排水等も道路わきに側溝が整備されており、問題はないと思いま。今年中には建設をしたいという事でありま。今、スライドにでている農地でございます。

他には申請どおり問題はないと思いま。

3 番です。譲渡人は、大阪在住で、譲受人は、東京に本社を置く風力発電太陽光発電施設を経営する方でございます。今回の場所は国上久保田地域に風力発電施設 2 基を建てたいという事でございます。何年か後には 2 0 基ほどに拡大して、電力を賄いたいという話でございました。さっきも事務局が話したように、国の経済産業省、九州電力からも許可が出ており、また周りに住宅もないことから、騒音問題もないということで、調査員一同、意見の一致を見たところでございます。以上で終わります。

○議長

はい、それでは続いて担当委員の報告をお願いします。

○7 番委員

7 番です。ただいま調査委員長の報告のとおりであります。申請地の隣には住宅もあり、側溝も完備しております。第 2 種農地と考えられますので、許可してもいいんじゃないかと思っております。よろしくお願いたします。

○8 番委員

8 番です。番号 3 についてですが、調査委員長が説明したとおりで間違いありません。尚、将来的に 20 基ほどに拡大する見込みということで、観光資源にもなってくればなど思った次第です。以上です。

○議長

はい、ありがとうございます。ここは白河委員ではなくて日笠山委員ですね。

ただいま、議案第3号の番号2と3について事務局並びに調査委員長並びに担当委員の方から説明がありました。質疑のある方は挙手でお願いします。

○事務局

すいません補足をいたします。3番の担当委員を14番委員としているのですが、昨日の現地調査に出席できないという事で、代理で8番の日笠山委員に担当委員を変わっておりますので、その点よろしく願いいたします。

○議長

私の方から、これは売電をするということですか。

○事務局

一応、売電目的ということで話は聞いているところであります。他にも結構市内にも太陽光発電というのもあると思うのですが、電力供給が過剰になるときは、九電のほうからストップがかかったりするという事はあるみたいです。しかし、現段階としては九電の方から系統連系のほうの回答書とかもありまして、設置することに問題ないということですので、今回は問題ないと考えているところです。

○議長

はい、わかりました。ありがとうございます。

○14番委員

いいですか。耕作者は、牧草を作ってるんですけど、場所は、喜志鹿崎灯台の手前の三文字で右に行けば久保田に入るところです。今回、2基を建て、その後も立てる計画だそうです。

○議長

それでは採決をしたいと思います。議案第3号の番号2と3について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。

過半数以上の賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして議案第4号「荒廃農地の非農地の判断について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号「荒廃農地の非農地の判断について」です。資料は7から8ページです。

今月は32筆、合計面積28,289平米を提案させていただいております。担当委員の報告では、何番から何番まで、現況地目は何であるかをご報告ください。以上です。

○議長

それでは、調査報告をお願いします。

○4番委員

1番から6番まで私の担当ですので報告いたします。

1番から6番まで、すべて山林です。

○6番委員

はい、6番です。7番から13番まで、全部山林です。

○8番委員

8番です。14番は山林です。15番は山林なんですが1筆の中に菜園畑として作ってまして畑です。16番は3月にあっせんが出ていたところなんですが、石礫が多くて作れないということで原野で、お願いしたいと思います。

○14番委員

はい14番です。17番から30番まで、全部山林です。ここは、喜志鹿崎灯台の周辺です。

○事務局

番号 31・32 につきまして、担当の 9 番委員から報告を受けておりますので、事務局から代わりに報告いたします。番号 31・32 は山林です。以上です。

○議長

はい、ありがとうございます。ただいま、事務局並びに担当委員の方から説明がありました。これについて、質疑のある方は挙手でお願いします。

無いようですので、ただいまの報告のとおり決してよいか承認する方の挙手をお願いします。

全員の賛成ですので、議案第 5 号については、委員の報告のとおり承認し所有者に非農地通知を発行いたします。

○議長

続きまして、議案第 5 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第 5 号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。

まず始めに、利用権の設定を説明いたします。1 の 1 ページをお開きください。今月は更新分はなく、すべて新規の申請です。

1 段目です。期間が平成 29 年 6 月 1 日から平成 32 年 5 月 31 日の 3 年間、地目畑、面積 2,046 平米、利用権の設定をする者 1 人、受ける者 1 人です。

2 段目です。期間が平成 29 年 8 月 1 日から平成 32 年 7 月 31 日の 3 年間、地目畑、面積 1,765 平米、利用権の設定する者 1 人、受ける者 1 人です。

3 段目です。期間が平成 29 年 6 月 1 日から平成 34 年 5 月 31 日の 5 年間、地目畑、面積 2,300 平米、利用権設定する者 1 人、受ける者 1 人です。

内訳については 1 の 2 ページを詳細については 1 の 3 ページから 1 の 6 ページをご覧ください。

続きまして、所有権移転です。2 の 1 ページをお開きください。

1 段目です。平成 29 年 6 月 1 日に所有権移転するものです。地目田、面積 7,204 平米、地目畑、面積 6,542 平米、合計面積 13,746 平米、所有権移転する者 4 人、受ける者 3 人です。

内訳については、2 の 2 ページを、詳細については 2 の 3 ページから 2 の 16 ページをご覧ください。

所有権移転 1 番、2 番について補足説明をいたします。2 の 2 ページの備考欄をご覧ください。本件は 4 月総会において、1 番の譲受人から譲渡人へ承認をいただいた案件で、農業委員会事務局で嘱託登記の手続きを進めておりましたが、登記嘱託書を提出する際に 2 筆のうち 1 筆が既に 2 番の譲渡人に相続登記がされていたことが判明いたしました。

よって、所有者が変更となったために、先月の承認を一度取り消し、今回、再度所有権移転についてご審議をいただくものです。

以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。委員の皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長

はい、ただいま、事務局のほうから説明がありました。利用権の設定、整理番号 1 番から 3 番について審議をいたします。担当委員の報告をお願いします。

○3 番委員

はい、3 番です。24 日に利用権の設定を受ける者と現地を確認に参りました。

現地は能野里集落の上のほうにありまして、前の方を作っておりまして、そのまま放置されておりまして、その後、自分たちでトラクターロータリーをかけて、それで、カボチャ、ス

ナップエンドウを耕作するということでした。利用権を設定する者には、電話で連絡をとって間違いはないということでした。以上です。

○5 番委員 はい、5番です。

番号2番について説明いたします。19日、利用権を設定する者と現地調査を行いました。設定をする者は土地持ち非農家の方でございます。また受ける者は、安納に事務所を構える安納いもを生産する法人の方でございます。台帳は2筆ですが現況は1筆となっております。現在、マルチの被覆も終わり、もう植え付けをするばかりに準備はしてありました。

また、設定をするものとは電話で確認をとってあります。新規の5年契約です。ほか申請どおり間違いのないと思います。以上です。

○8 番委員

8番です。整理番号3について説明します。現地は昨年、別の方が3年契約で借りるようになっていたんですが、1年で返還されまして理由が校区のグラウンドに面しており、水がくるといふことで、それで、校区の皆さんが側溝をグラウンドのわきに入れまして、また今年、誰かいないかということ相談したところ借人が作ってみようかということだったので、お願いして、澱粉いもを作付けしております。申請どおり間違いありません。よろしくお願ひします。

○議長

はい、ありがとうございます。これについて質疑のある方は挙手をお願いします。異議なしの声がありましたのでそれでは採決をいたします。利用権の設定1番から3番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

全員の賛成ですので、利用権の設定1番から3番については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

○議長

次に所有権の移転1番から4番について審議いたします。担当委員の報告をお願いします。

○2 番委員

はい、2番です。所有権の移転、整理番号1番と2番について説明いたします。

先ほど事務局より説明がございましたとおり備考欄に記載されております。再度お目通しをお願いしたいと思います。先月、承認された案件でございますので、何ら問題ないと考えます。以上でございます。

○7 番委員

7番です。番号3につきまして現地調査の報告をいたします。

申請地は現和田之脇集落の上のほうの畑です。譲受人と現地を確認し、譲渡人には電話で申請の内容、売買金額を確認しております。間違いございません。以上です。

○10 番委員

10番です。番号4について説明をいたします。所有権を移転する方とは電話で確認をとりました。移転を受ける方とは昨日の昼から現地にて立ち会いをお願いしました。現地は、川氏の工場の車庫の前でありまして、現在、非常に荒れている田畑です。以前は水稻を作ってたのですが、非常にぬ田でありまして、そのまま放置しているという状態でありました。

許可が下りたらぬ田でありましたので、使いものになりませんので、泥を全部入れて、1枚ないし2枚の畑にしようかという考えみたいです。今年は、間に合いませんので、タマネギとか、来年は安納いも作付したいという意向でありました。それで場所がちょうど工場前、車庫前ですので、くれぐれも資材置き場とか車庫がわりに使わないように農地でありますので、一言話をしました。申請どおり間違いのないと思います。以上です。

○議長


はい、ありがとうございます。これについて質疑のある方は挙手をお願いします。


はい、異議なしの声がありましたので採決をいたします。所有権の移転整理番号1番から4

番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので、所有権の移転、整理番号1番から4番については原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

以上で本日の議案審議を終了いたします。

会 長 協 田 峰 臣 

10 番委員 中 村 正 幸 

11 番委員 河 本 ア ツ ミ 

平江林水